

広島県告示第九百四十八号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、ボートパーク広島の管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成十九年九月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

指 定 を 受 け た 者		指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
広島ボートパーク 株式会社 代表取締役 村田 優	広島市中区大手町四丁目 二番一七―五〇一号	平成一九年九月七日	平成一九年一月一日～ 平成三九年九月三〇日